



許可番号 05910009193号

# 産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 新潟県新潟市北区島見町3399番地37

氏名 株式会社 大橋商会

代表取締役 大橋 崇

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第十四条第一項 の許可を受けた者であることを証する。

新潟市長 篠田 昭 印

許可の年月日 平成28年10月5日

許可の有効年月日 平成35年8月31日



## 1 事業の範囲

(積替え保管なし)

- ・燃え殻
- ・汚泥(含水率85%以下のものに限り。)
- ・廃油
- ・廃酸
- ・廃アルカリ
- ・繊維くず
- ・動植物性残渣
- ・ゴムくず
- ・ばいじん

(積替え保管あり)

- ・汚泥(廃乾電池に含まれるものに限る。水銀使用製品産業廃棄物を含む。)
- ・廃プラスチック類(石綿含有産業廃棄物を含む。水銀使用製品産業廃棄物を含む。)
- ・紙くず
- ・木くず
- ・金属くず(水銀使用製品産業廃棄物を含む。)
- ・ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(石綿含有産業廃棄物を含む。水銀使用製品産業廃棄物を含む。)
- ・銹さい
- ・がれき類(石綿含有産業廃棄物を含む。)

以上 16 種類、特別管理産業廃棄物であるものを除く。

## 2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

(1)(所在地) 新潟県新潟市東区津島屋六丁目87番3 (面積) 467.53㎡

(産業廃棄物の種類、保管上限)

紙くず 30㎡、木くず 30㎡、がれき類 15㎡(以上、石綿含有産業廃棄物を除く。)以上屋内

(2)(所在地) 新潟県新潟市北区太郎代字御城山787番1 外

(産業廃棄物の種類、面積、保管上限)

①汚泥(廃乾電池) 17.19㎡ 7.20㎡ (水銀使用製品産業廃棄物を含む。)

②廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(廃OA機器、業務用冷凍冷蔵庫) 108.00㎡、216.00㎡

③金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(廃蛍光灯) 17.19㎡ 22.92㎡(以上、水銀使用製品産業廃棄物を含む。)

④ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(廃石膏ボード) 1) 71.19㎡ 94.92㎡ 2) 35.19㎡ 46.92㎡

⑤銹さい 17.19㎡ 7.20㎡ ⑥廃油 26.45㎡ 3000L (以上、石綿含有産業廃棄物を除く。)

⑦石綿含有産業廃棄物(廃プラスチック類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類) 37.76㎡ 94.4㎡ 以上屋内

3 許可の条件

4 許可の更新又は変更の状況

昭和58年	9月	7日	新規許可
平成元年	9月	1日	許可期限付与
平成6年	9月	1日	更新許可
平成7年	12月	15日	変更許可
平成10年	2月	4日	変更許可
平成11年	9月	1日	更新許可
平成12年	3月	7日	変更許可
平成14年	10月	23日	変更許可
平成15年	9月	26日	変更許可
平成16年	9月	1日	更新許可
平成18年	4月	26日	積替え・保管面積及び保管上限の変更
平成18年	11月	24日	積替え・保管面積及び保管上限の変更
平成21年	10月	19日	更新許可(平成18年2月16日環廃産発第060216003号に基づく許可年月日)
平成25年	1月	10日	住所変更・代表者変更
平成25年	7月	18日	優良基準適合確認
平成28年	10月	5日	更新許可(平成18年2月16日環廃産発第060216003号に基づく許可年月日) 優良基準適合認定
平成29年	10月	1日	水銀使用製品産業廃棄物の表記追加(変更届出日 平成29年9月26日)

5 規則第9条の2第6項の規定による許可証の提出の有無  
有  
(平成28年10月5日 更新許可)

複写無効